



「いつてらっしゃい、どうか元氣で！」

この言葉と、

笑顔と涙が港に溢れたら  
小値賀に春が訪れた証です。

色とりどりのカラーテープ  
華やかな楽器の音色たち

どれも忘れられない景色になるでしょう。

「いつでも帰ってきたいい。

この島は何も変わらず、あなたを待っているから。」

見送る人々の背がそう語っています。

## その他 資料集



# その他 資料集

## (目的)

第1条 この条例は、総合的かつ計画的な町政の運営を図るため、本町の総合計画を策定することについて、必要な事項を定めるものとする。

## (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 総合計画 将来における本町のあるべき姿と進むべき方向についての基本的な指針であり、基本構想、基本計画及び実施計画からなるものをいう。
- (2) 基本構想 総合的かつ計画的な行政の運営を図るために町政における基本理念と進むべき方向を示すもので、長期的な町政の指針となるものをいう。
- (3) 基本計画 町政全般に係る政策の基本的な方向を総合的かつ体系的に明らかにしたもので、町が策定する各種の計画及び施策の全ての基本となる計画をいう。

## (総合計画審議会への諮問)

第3条 町長は、総合計画を策定するにあたっては、あらかじめ、小値賀町総合計画審議会設置要綱に定める小値賀町総合計画審議会に諮問するものとする。

2 前条の規定は、総合計画の変更について準用する。

## (議会の議決)

第4条 町長は、基本構想及び基本計画を策定しようとするときは、議会の議決を経るものとする。

2 前条の規定は、基本構想及び基本計画の変更について準用する。

## (総合計画の公表)

第5条 町長は、総合計画の策定後、速やかにこれを公表するものとする。

2 前項の規定は、総合計画の変更について準用する。

## (総合計画の位置付け)

第6条 町長は、総合計画に定めた各分野における町の施策を効率的に推進するために個別の下位計画を策定し、又は変更するものとする。

## (委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、町長が定める。

## 附則

この条例は、公布の日から施行する。

## (設置)

**第1条** 小値賀町総合計画の策定に関し、町長の諮問に応じ、必要な事項を調査審議するため、小値賀町総合計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

## (目的)

**第2条** 審議会は、小値賀町総合計画の策定にあたり、その内容を審議するために設置する。

## (組織)

**第3条** 審議会の委員は20名以内とし、町内各種団体の代表者、学識経験者及び町長が適當と認める者で構成し、町長が委嘱する。

## (会長)

**第4条** 審議会に会長、副会長各1名を置き、審議会において互選する。

2 会長は、会務を総理し審議会を代表する。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、副会長がその職務を代理する。

## (任期)

**第5条** 委員の任期は、町長が委嘱した日から小値賀町総合計画原案の諮問に対し、町長に答申した日までとする。

## (会議)

**第6条** 審議会は、必要に応じ会長がこれを招集する。ただし、最初の審議会は町長が招集する。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

4 会長は、審議会の議長となる。

## (庶務)

**第7条** 審議会の庶務は、小値賀町役場総務課において処理する。

## (その他)

**第8条** この要綱に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会にはかって定める。

## 附則

この要綱は、平成26年1月1日から施行する。

### 3. 答申書

令和6年1月31日

小値賀町長 西村 久之 様

小値賀町総合計画審議会  
会長 吉居 秀樹  
(印省略)

第5次小値賀町総合計画について（答申）

令和5年7月18日に本審議会に諮問のあった、第5次小値賀町総合計画について、当審議会で審議した結果、別添「第5次小値賀町総合計画（案）」とのおり答申いたします。

なお、新たな総合計画の推進に当たっては、下記の事項に留意し、将来像である「一人ひとりが輝き 小さな幸せに満ちたまち 小値賀町」の実現に努められることを要望します。

#### 記

1. 将来像の実現において大切なことは、何よりも「町民一人ひとりが町のために取り組み、幸せに暮らしていること」です。町民視点のまちづくりを進めることができ、ひいては町外からの関心を生み、定住人口・関係人口の増加につながることを念頭に取り組みを進めてください。
2. 総合計画を実行するためには町民・地域・行政、町外人材等あらゆる主体の一体的な取り組みが必要不可欠です。P D C A サイクルにおいて、町民や地域等の利害関係者（ステークホルダー）と共に取り組みを進めるとともに、取り組み等の周知にあたっては、町民の関心を引くよう工夫することで参加を促し、協働のまちづくりを推進してください。
3. コラム：まちづくりの姿に記載しているとおり、行政力はまちづくりの木において根に当たります。行政力の強化は、各施策を確実に実行するための前提となりますので、総合計画の実行を見据えた機構改革や人材・人員の適正配置を進め、体制を整備してください。

## 4. 審議会委員名簿

No	分野	所属等	氏名
1	産業	商工会青年部	小松 勇樹
2		農協青年部	迎 真志
3		小発動連合会青年部	加戸 公次
4		NPO法人 おぢかアイランドツーリズム協会	木寺 智美
5	町内団体等	笛吹連合町内会	横山 英示
6		農家地区会長会	中尾 敏昭
7		老人クラブ連合会	近藤 育雄
8		婦人連絡協議会	田口 美津子
9		社会福祉協議会	加戸 真樹
10		小値賀町PTA連合会	山元 忍
11		保護者代表(町推薦)	新田 幸紀
12		小値賀町消防団	浦 崇志
13		町民	牧尾 儀信
14		町民(公募等)	長谷川 雄生
15		町民	中村 奈津子
16	有識者	十八親和銀行小値賀支店	川岳 誠
17		長崎新聞社上五島支局	平田 有子
18		徳永司法書士事務所	徳永 光昭
19		長崎大学	片山 健介
20		長崎県立大学名誉教授	吉居 秀樹

## 5. 第5次小値賀町総合計画策定の主な経過

令和3年度		参加者人数(人)
10月10日	おぢか未来会議【町民編・第1回】	29
11月14日	おぢか未来会議【町民編・第2回】	27
12月12日	おぢか未来会議【町民編・第3回】	16

令和4年度		参加者人数(人)
11月14日、16日	おぢか未来会議【小値賀小学校編】	76
11月16日	おぢか未来会議【北松西高校編】	23
12月5日	おぢか未来会議【小値賀中学校編】	34
12月12日 から 1月10日	町民まちづくりアンケート実施	839
1月17日	おぢか未来会議【小値賀小学校大島分校編】	6
2月21日 から 2月23日	町内団体聞き取り調査	28
2月26日	おぢか未来会議【町民編・第4回】	20
2月28日	おぢか未来会議【役場編】	13

令和5年度		参加者人数(人)
7月18日	第1回 総合計画審議会	18
11月16日	議会全員協議会	
11月29日	第2回 総合計画審議会	18
12月13日 から 1月5日	パブリックコメント	2
12月14日 から 12月23日	地区説明会	82
1月19日	第3回 総合計画審議会	17
1月29日	議会全員協議会	
2月19日	議会承認	

## 6. 策定体制

